さいたま市水道局告示第147号

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月17日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

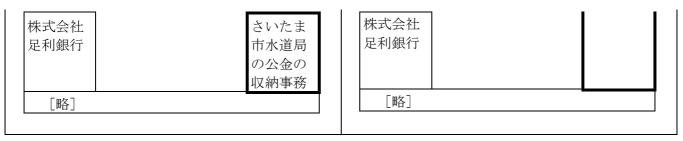
さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定(平成13年さいたま市水道部告示第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403					地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403				
号) 第22条の2第3項の規定に基づき、さいたま									
市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせ					市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせ				
る収納取扱金融機関を次のとおり指定する。					る収納取扱金融機関を次のとおり指定する。				
金融機関	本店(本所)の所	取扱店舗	取扱事務の範囲			金融機関	本店(本所)の所		取扱事務の範囲
の名称	在地					の名称	在地		
株式会社			さいたま			株式会社	[略]		さいたま
みずほ銀			市水道局			みずほ銀			市水道局
行			の公金の			行			の公金の四州東郊
			収納事務						収納事務
株式会社						株式会社			
三菱UF						一 三菱UF			
□□変して						愛 U I   亅銀行			
株式会社	-					株式会社			
三井住友						三井住友			
銀行						銀行			
株式会社						株式会社			
りそな銀						りそな銀			
行						行			
株式会社						株式会社			
山形銀行						山形銀行			
株式会社			さいたま			株式会社			
群馬銀行			市水道局			群馬銀行			
			の公金の						
			収納事務						
			(ただし、						
			店舗窓口での収納						
			を除く。)						
	J		でかく。)				I		• •



附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。